

募集要項

1 概要

東京都目黒区中目黒2-2-1に所在する航空自衛隊目黒基地において、隊舎棟内に住する隊員の利便性を確保するため、現金自動預け払い機の設置及び経営を行う業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 銀行法第4条の許可を有する金融機関
- (2) 全省庁統一資格又は同等の資格（営業経歴書、履歴事項全部証明書又は戸籍抄本、財務諸表、直近の「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に関する納税証明書の全てを提出する。）を有すること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人にあってはその者、法人にあっては役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体にあっては代表者、理事その他他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置する所在地及び名称

東京都目黒区中目黒2-2-1
防衛省目黒地区

4 募集要領の配付

- (1) 期間：令和5年10月19日（木）から同年11月2日（木）まで
8時半から16時30分まで（13時15分から14時15分を除く。）
- (2) 場所：航空自衛隊幹部学校業務部業務課（学校棟1階）
担当：五十嵐・吉田
電話：03-5721-7014（内線2563）
- (3) 公募に参加を希望する場合は、上記（1）の期間に（2）の場所まで連絡をした上で、参加希望者が直接募集要領を受領すること。
- (4) 名刺を持参すること。

5 公募説明会（募集要領、仕様書等説明会及び現場説明会）

- (1) 日 時：令和5年10月19日（木）から同年11月2日（木）までの間、
9時から16時30分（13時15分から14時15分までの間を除く。）まで随時実施。

- (2) 実施場所：防衛省航空自衛隊幹部学校業務部業務課厚生班（学校棟1階）
- (3) 問合せ先：電話03-5721-7014（内線2563）五十嵐・吉田
- (4) 説明会の申込み：前号の問い合わせ先へ、説明を受けたい希望日時、業者名、参加者氏名及び電話番号を事前に連絡して了解を得ること。

6 設置条件

- (1) 設置方法：国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の仕様許可により設置する。
- (2) 設置機種：現金自動預け払い機
- (3) 設置台数：2台
- (4) その他：別添仕様書のとおり。

7 応募手続き等

- (1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、アの提出書類を、イの提出先に、ウの提出期限内に持参し、募集要領に記載されたフォーマットのとおり作成すること。
なお、提出された書類は、返却しない。

ア 提出書類

- (ア) 申請書（別紙様式第1）1部
 - (イ) 企画提案書（別紙様式第2）正1部、写1部
 - (ウ) 業務確約書（別紙様式第3）
 - (エ) 誓約書（別紙様式第4）
 - (オ) その他関係書類 各1部
 - a 戸籍抄本（法人である業者にあっては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書））※発行後3ヶ月以内のもの
 - b 営業経歴書（会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等。上記内容が記載されたパンフレット等でも可）
 - c 財務諸表（個人：直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書。法人：直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等）
 - d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書（個人：その3の2、法人：その3の3）※発行後3ヶ月以内のもの
 - e 会社概要（様式は問わない。上記c. 営業経歴書又はその内容が記載されたパンフレットを提出する場合は、会社概要是不要。）
 - f 印鑑証明書※発行後3ヶ月以内のもの
 - g 役員名簿（別紙様式第5）
- （注）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）を、b, c, d 及び e に定める書類に代えることができる。

イ 提出先

防衛省航空自衛隊幹部学校業務課（学校棟1階）

電話 03-5721-7014（内線：2563）

ウ 提出期限

令和5年11月13日（月）16時30分まで

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- ア 提出書類が期限を過ぎて提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合
- カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則、提出後の書類変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

8 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

なお、審査において細部内容について説明を求める場合がある。

9 選定結果の通知

令和5年11月27日（月）目途に選定し、選定業者には文書及び電話連絡により通知する。

10 業者決定後の提出書類

現金自動預け払い機の設置及び経営業者として決定された者は、下記のとおり（1）の提出書類を、（2）の提出先に、（3）の提出期限までに持参又は郵送すること。

なお、書式等詳細は決定業者に連絡する。

- (1) 提出書類
国有財産使用許可申請書及び付属書類
- (2) 提出先
航空自衛隊幹部学校業務課厚生班
- (3) 提出期限
第9項の通知の際に併せて通知する。

仕様書

1 業務件名

防衛省目黒地区内における現金自動預け払い機の設置及び経営

2 業務内容

現金自動預け払い機の設置及び経営

3 相手方の決定

本業務を行う者については、航空自衛隊目黒基地司令（以下、「甲」という。）が選定し、選定された者が甲を通じて北関東防衛局長（以下、「乙」という。）に国有財産の使用許可申請を行い、北関東防衛局長の国有財産使用許可を得ることをもって決定するものとする。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、現金自動預け払い機の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、北関東防衛局長が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が許可条件に違反したとき。
 - イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。
 - ウ 国において使用財産を必要とするとき。
 - エ 丙の役員等（個人にあってはその者、法人であっては役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体にあっては代表者、理事その他の経営に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ケ 暴力団又は暴力団員及びオからクまでに定める者の依頼を受けて公募に参加したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 銀行法第4条の許可を有する金融機関であること。
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (4) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (5) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

国有財産使用料は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

7 光熱水料

丙は、国有財産使用料とは別に、乙が算出した本業務に要する光熱水料（電気料金）を負担しなければならない。また、毎月乙の指定した日時及び場所に電気料金を持参して支払うものとし、指定した日時に納付しなかった場合は、延滞金が発生することがある。

8 設置場所

現金自動預け払い機の設置場所については、国有財産使用許可申請書において、乙が指定するものとする。

9 設置条件

- (1) 丙は、設置した現金自動預け払い機の転倒防止のために必要な転倒防止板等の措置（地震対策）を講じること。
- (2) 丙は、現金自動預け払い機を設置する前に必ず現地にて採寸し、設置場所及び搬入経路の確認を実施すること。
- (3) 丙は、設置に当たり施設の改修が必要となった場合は、丙の負担において行うこと。使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で原状に回復すること。
- (4) 現地採寸の結果、設置基準面積を超える現金自動預け払い機を設置したい場合は、担当職員に理由を添えて申請（様式任意）し、許可を得ること。

10 使用許可期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日。ただし、甲及び乙が必要と判断した場合には、一度に限り5年以内の期間で国有財産の使用許可を更新することができる。
なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況により変更もあり得る。
※設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

11 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

12 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して官側の名義を使用してはならない。

13 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において現金自動預け払い機を管理し、火災、盗難等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (4) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

14 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

15 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員(以下、「甲等」という。)の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

16 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

17 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申出ること。

18 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。ただし、丙は、消費税等の税率変更に伴い価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員（付表）の指示に従うこと。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた

関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。

- (4) 丙は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定するディーゼル車規制に適合する車両を使用すること。
- (5) 丙は、現金自動預け払い機に電力使用量計測用電子メーターを設置すること。
- (6) 現金自動預け払い機及び電気メーターの設置、移設及び撤去に係る費用は丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (7) 丙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲及び乙の指示に従うこと。
- (8) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (9) 丙は、乙が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。
なお、丙は停電作業等が原因で使用機器に損害があった場合は、甲及び乙に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。
- (10) 丙は、故障等について、現金自動預け払い機利用者又は担当職員から連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (11) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出するものとする。また、従事者名簿の記載事項について確認するための書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (12) 丙は、使用財産の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (13) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次回以降、業務に従事できない場合がある。
- (14) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要的都度、担当職員及び丙の間で協議する。

19 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日 法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。